

港区立ケアハウス港南の郷の管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会（以下「乙」という。）は、令和４年４月１日に締結した「港区立ケアハウス港南の郷の管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第４９条の規定に基づき、次のとおり変更協定を締結し、令和６年６月１日から適用する。

１ 原協定第１７条に次の３項を加える。

第１７条

- ４ 第２項の規定にかかわらず、施設の有効活用と区民サービスの迅速な提供のため、１件（１戸）につき１３０万円（消費税を含む。）を超える空室の原状回復修繕を実施する必要があるときは、甲と協議の上、承認された場合に限り、乙の責任において指定管理料の範囲内で実施するものとする。
- ５ 乙は、前項に規定する修繕を実施した際は、完了後、速やかに結果を甲に報告するとともに、乙の責任と負担において、甲の立合いの下、検査を実施するものとする。
- ６ 甲は、乙が実施した修繕について、検査及び改善を命じることができる。乙は、甲より検査及び改善を命じられた場合は、乙の責任と負担においてこれを実施しなければならない。

本変更協定の締結に証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和６年６月１日

甲 港区芝公園一丁目５番２５号
港区長 武 井 雅 昭

乙 港区三田一丁目４番１７号
社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会
支部長 杉 村 栄 一